

中国における明細書の記載要件判断 ～明細書中の記載ミスに対する権利範囲解釈～ 中国知的財産権訴訟判例解説（第72回）

シュトイブリー・フアベルゲ
再審申請人（一審第三者、二審第三者）

常熟紡績機械工有限公司
被申請人（一審原告、二審上诉人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

特許明細書の記載にあたっては、当業者が実施できるように記載する必要がある、また特許請求の範囲も明細書の記載に基づき明確に記載する必要がある。専利法第26条第3項及び第4項は以下の通り規定している。

第26条第3項

明細書には、発明又は実用新型について、その技術分野に属する技術者が実施することができる程度に、明瞭かつ完全な説明を記載しなければならない。必要なときには、図面を添付しなければならない。要約には、発明又は実用新型の技術の要点を簡潔に説明しなければならない。

第26条第4項

特許請求の範囲には、明細書に基づき、特許の保護を求める範囲を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。

本事件ではフランス企業の特許に対し無効宣告請求がなされた。明細書中の記載には翻訳に起因する不明瞭な点、明細書作成者の記載ミスに伴う不明瞭な点等が散見され北京市高级人民法院は特許無効の判決を下した¹。

最高人民法院は明細書及び図面の記載からすれば当業者は請求項で保護を求める範囲は明確であるとして、特許を無効とした高级人民法院判決を取り消した²。

1 北京市高级人民法院判決（2013）高行終字990号

2 最高人民法院2017年6月28日判決（2016）最高法行再95号